

内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について

平成 20 年 5 月 27 日
府会第 393 号

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 22 条の規定に基づく各省各庁の長の承認について、次のとおり定める。

1 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第 22 条の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 13 条で定める財産処分を行おうとする場合には、土地、建物及び付属設備、構築物(以下「建物等」という。)又は機械及び重要な器具その他これらに準ずるもの(以下「機械器具等」という。)について、それぞれ別紙様式 1 又は別紙様式 2 による申請書を内閣総理大臣に提出し、承認を得るものとする。

なお、処分制限期間(耐用年数)が 10 年未満である建物等又は機械器具等についても、この規定に定める手続きを要するが、処分制限期間を経過した場合には、この規定に定める手続きを要しない。

(2) 報告事項

別表「報告事項一覧」に掲げる財産処分(以下「包括承認事項」という。)であって、別紙様式 3 又は別紙様式 4 により内閣総理大臣への報告があったものについては、上記(1)にかかわらず、内閣総理大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

なお、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 23 条の規定により内閣総理大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この規定に定める手続きを要しない。

(3) 承認後の変更

上記(1)の承認を得た後、当該承認を得た当該財産処分の内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該承認に付された条件を満たせなくなった場合には、当該財産処分の内容に応じ、内閣総理大臣に対し改めて必要な手続きを行うものとする。

ただし、2(1)に規定する納付金(ただし書きを除く。)を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(4) 経由機関

間接補助事業者である市町村が本規定による申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県を経由して提出するものとする。

この場合において都道府県は意見を付すものとする。

2 納付金の取扱い

(1) 納付金の額

財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあっては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助

金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

(2) 納付金の免除

上記(1)にかかわらず、次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

地方公共団体が行う財産処分

ア 包括承認事項

イ 経過年数が10年未満である建物等又は機械器具等に係る財産処分であって、次に掲げるもの（ア）市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、内閣総理大臣が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

（イ）同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸与

（ウ）道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

（エ）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

地方公共団体以外の者が行う財産処分（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

ア 包括承認事項（災害等による取壊しの場合）

イ 経過年数が10年以上である建物等又は機械器具等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

（ア）転用、無償譲渡又は無償貸付の後に他の事業に使用する場合であって、内閣総理大臣が適当であると個別に認めるもの

（イ）交換により得た建物等又は機械器具等において他の事業を行う場合であって、内閣総理大臣が適当であると個別に認めるもの

（ウ）他の事業に使用する建物等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）であって、内閣総理大臣が適当であると個別に認めるもの

（エ）国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸与

ウ 経過年数が10年未満である建物等又は機械器具等に係る財産処分であって、上記イ（ア）から（エ）までに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、内閣総理大臣が適当であると個別に認めるもの（合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

エ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ 次に該当する取壊し等

（ア）道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

（イ）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(3) 再処分に関する条件

再処分に関する条件を付す場合

上記(2)のうち、イ（10年以上の建物等又は機械器具等の他事業への使用等）ウ（市町村合併に伴う10年未満の建物等又は機械器具等の他事業への使用等）及びエ（同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付）の場合（取壊し等の場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡の場合を除く。）には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、内閣総理大臣の承認を受けずに当該建物等又は機械器具等（交換の場合には、交換により得た建物等又は機械器具等）の処分を行

ってはない旨の条件をいう。以下同じ。)を付すものとする。

再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この規定に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続きについては、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者と見なして取り扱う。

(別表)

報告事項一覧

| 適用番号 | 事 項 |
|-------|---|
| 1 | 災害若しくは火災により使用できなくなった建物等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある建物等の取壊し又は廃棄 |
| 2 | 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。） |
| 2-(1) | 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が 10 年以上である建物等又は機械器具等について行う財産処分 |
| 2-(2) | 経過年数が 10 年未満である建物等又は機械器具等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの |

内閣総理大臣 殿

都道府県知事名
市町村長名
補助事業者名
印

補助金等に係る財産処分承認申請書 (建物等)

補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

| 施設名 | 補助年度 | 財産名 | 構造 | 補助面積 m ² () | 補助金額 千円 () | 処分内容 | 処分予定年月日 | 備考 |
|-----|------|-----|----|-------------------------------|-------------------|------|---------|----|
| | | | | | | | | |

注) 補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、補助面積及び補助金額欄の上段 () 内に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県知事名 印

(経由機関の意見)

別紙様式 2 (用紙 A 4 縦型)

第 号
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事名
市町村長名
補助事業者名

印

補助金等に係る財産処分承認申請書 (機械器具等)

補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

| 事業名 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 処分内容 | 処分予定年月日 |
|-----|-----|----|----|----|----|-------|------|------|---------|
| | | | | 円 | 円 | | | | |

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) その他参考資料

4 経由機関

都道府県知事名

印

(経由機関の意見)

内閣総理大臣 殿

都道府県知事名
市町村長名
補助事業者名
印

補助金等に係る財産処分報告書（建物等）

補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」（平成20年5月27日府会第393号）により報告します。

記

1 処分の内容

| 施設名 | 補助 年度 | 財産名 | 構造 | 補助 面積 m ² () | 補助 金額 千円 () | 処分 内容 | 処分予定 年月日 | 備考 |
|-----|----------|-----|----|-----------------------------------|-----------------------|----------|-------------|----|
| | | | | | | | | |

注）補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、補助面積及び補助金額欄の上段（ ）内に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県知事名
印

（経由機関の意見）

内閣総理大臣 殿

都道府県知事名
市町村長名
補助事業者名
印

補助金等に係る財産処分報告書(機械器具等)

補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」(平成20年5月27日府会第393号)により報告します。

記

1 処分の内容

| 事業名 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 処分内容 | 処分予定年月日 |
|-----|-----|----|----|----|----|-------|------|------|---------|
| | | | | 円 | 円 | | | | |

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) その他参考資料

4 経由機関

都道府県知事名 印

(経由機関の意見)
